

令和5年 下呂市農業委員会第11回総会議事録

開催日時	令和5年11月6日	14:00～15:00
開催場所	下呂総合庁舎	大会議室
出席委員	2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 19 番 熊崎 徹（推） 20 番 中桐 由起子（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）	
欠席委員	1 番 山下 康子 7 番 林 忠助 13 番 川口 太三（推） 16 番 福井 順也	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 47 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 48 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 49 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 50 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 議事 52 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第11回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 11 番 二村 昭司 委員 12 番 小林 寿 委員 をお願いいたします。	
会 長	議題第47号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。	

会 長	農地法第3条申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いします。
事務局	議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が2件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。 譲渡人は高齢により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は自己所有地に近接する申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については一部が農振農用地です。 譲渡人は体調不良により管理ができないため後継者に譲渡するものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号3については農振農用地ではありません。 譲渡人は体調不良により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。
9番	1番について説明します。 場所は、萩原町中呂の****寺から北へ100mほどのところ。譲受人は申請地の隣の管理をしており、高齢になってきた譲渡人の農地を譲り受け、一体として利用するものです。
12番	2番について説明します。 場所は馬瀬中切で、馬瀬小学校の対岸あたりです。親子関係であり、経営移譲であるため問題ありません。
20番	3番について説明します。 場所は門和佐で、大野町内会にあり、道路ができたときに分断された小さい方の残地です。隣接する人に譲ります。 譲受人は高齢ですが、月に2～3回若い人が来て手伝っていくとのこと。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長	議題第48号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第48号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、店舗等施設への転用が1件、面積については畑221㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
18番	1番について説明します。場所は森で、****神社の北側、市営駐車場の隣です。十数年前から現状の通りであったと記憶しています。周辺に農地もないため問題ないと思います。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第49号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、工場用地への転用が2件、面積については田2,590㎡、畑12.68㎡です。 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、店舗等施設への転用が1件、一般個人住宅への転用が1件、道路への転用が1件、面積については畑10.35㎡、田96㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、商品倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅敷地として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、おおむね500m以内に萩原北中学校、きたこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号3については、申請地を譲り受け、自宅への進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
18番	1番について説明します。場所は小川で、****から国道をまたいだ反対側。既に一部が倉庫用地となって砂利が敷かれており、農地性はありません。
8番	2番について説明します。萩原町野上で、萩原北中学校から100mほどの山側です。住宅を相続しましたが、一部が他人の土地であったことがわかり贈与されることとなったため許可を求めるものであります。
4番	3番について説明します。場所は萩原町上呂で、****の山側です。周りは既に宅地化しており、田んぼの一部がその奥の住宅への道路として利用されている追認案件です。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長	議題第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。 今回は、所有権移転が2件、使用貸借契約が11件提出されています。 所有権移転、番号1については、これまで利用権設定して使用していた申請地を所有権移転するものです。譲受人は人農地プランの中心経営体に位置付けられており、農業者であることを確認しています。 番号2については、申請地を新たに畑として利用するものです。譲受人は認定就農者であり、農業者であることを確認しています。 利用権設定、番号1についてはこれまで円滑化事業によりJ Aを代理人として利用権設定されていたもので、利用権満了につき中間管理機構への貸付を行うものです。 番号2～11については、申請地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき新たに利用権を設定するものであります。 面積は25,170㎡で、土地改良事業に伴い利用権を設定します。 以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。 なお、番号1については4番委員が利害関係者であるため、該当案件の議決にはご参加いただけません。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、1番を除き原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	続きまして、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認1番について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【4番を除く挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。 農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。 議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が40筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。借受希望農業者は2名です。 次に今後のスケジュールについて説明します。 本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、番号1～4については1月1日から、番号5～40については12月28日から権利設定されることとなります。 以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	馬瀬は今集積率何パーセントですか
事務局	確認しておきます。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決まるにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第52号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について意見を決定したく提案いたします。市担当者説明をお願いします。 【市担当者による口述（別紙の通り）】
4番	10についてはまだ畜産をしているか？
事務局	畜産はやめていますが、堆肥は作っています。堆肥施設ですので農振除外でなくとも用途変更という方法もあります。
6番	コンクリート敷の施設であるし、除外してもいいと思う。
12番	立地的にも良いとは言えない場所ですし、除外が適当では。

21番	32番については大規模案件か
事務局	一時転用ですので農林事務所案件です。
15番	農振除外についてちょっといいですか。農振除外は年1回ですけど、住宅を建てようと思っても除外申請に間に合わないと言われると2年かかる。土地探しにとにかく苦労する。他市では年2回のところもあると聞くので、年2回にしてみよう農業委員会から意見をまとめて出しませんか。2回にすれば1回あたりの事務手間も減るのではないのでしょうか。
市担当者	県との協議などの日程があります。手続きを踏む数は変わらないので事務手間が減るとは言い切れませんが、検討させていただきます。
19番	23については隣接の承諾書はあるか。
市担当者	あります。
会 長	その他ご意見ご質問はありますか。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見なしと決めるにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	そのほか、ご意見、ご質問はございますか。
会 長	以上をもちまして、第11回 下呂市農業委員会を閉会します。
	15時00分閉会
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った
	本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

農 振 除 外 口 述 書

整理番号 1

除外理由は、転用事業者の息子は、家族で転居して実家での生活を希望しているが、実家では手狭となるため、家を新築する必要が生じました。

土地の選定は、転用事業者の息子は、実家での同居が困難であったため、将来は土地の管理や親の世話等も考え、父親より実家に近接する土地を使用貸借して住宅を建てたい。他の農振白地やその他の宅地では代用することができず、本申請地を選定しています。

周辺には集積を進める担い手は存在するが、申請地は畑となっており、受ける見込みもなく営農上問題がないと考えられます。

整理番号 2

除外理由は、転用事業者は申請地に隣接する土地に家を新築して家族で生活する予定であるが、車の駐車場敷地が必要で住宅敷地だけでは狭く一体利用する必要が生じました。

土地の選定は、転用事業者は、現在実家に近接して新築している自宅に付随する、駐車場、進入路敷地として一体利用するため他の農振白地やその他の宅地では代用することができず、本申請地を選定しています。周辺には集積を進める担い手は存在しますが、申請地は畑となっており、受ける見込みもなく営農上問題がないと考えられます。

整理番号 3

除外理由は、転用事業者は親、祖父母と同居していますが家が手狭で老朽化してきているため、家の新築する計画がなされ、別で生活することを選び整備する必要が生じました。

土地の選定は、実家に近い場所に新築することを計画しており、自己所有地がなく探していた所、近接する土地を譲っていただけることになったため当該申請地を選定しています。

地区周辺は集積をすすめる担い手は存在しますが耕作されておらず、本転用目的が周辺の農地に与える影響はないと考えられます。

整理番号 4

除外理由は、転用事業者の居宅に付随する、進入路・駐車場・倉庫敷地として利用するため、本申請地を整備する必要が生じました。

土地選定は、転用事業者の自宅へ道路からの進入路と車の駐車や車庫として必要な当該敷地が最適な場所であり、また自宅との一体的利用となることから他の農振白地や宅地では代用することができないため、本申請地を選定しています。集積を進める担い手は存在しますが、本申請地は畑で耕作されておらず営農上問題がないと考えられます。また、隣接する農地の所有者からは同意を得ています。

整理番号 5

除外理由は、転用事業者は申請地に近接する箇所で薬局を営んでいますが、業務上の駐車場敷地が不足し早急に確保する必要性があるため、申請地を借用して整備する必要が生じました。土地の選定は薬局に近接して、お客様及び従業員の駐車場を設置する計画であり、一体的な利用が必要であるため、他の農振白地やその他の宅地では代用することができず、本申請地を選定しています。

申請地の周辺には集積を進める担い手は存在しますが、申請地は長年耕作されておらず、受ける見込みもなく営農上問題がないと考えられます。

整理番号 6

除外理由は、転用事業者は農作業時に機械を停車したり、管理する道がなかったため整備する必要が生じました。

土地選定は、転用事業者は他の農振白地では代用することができず、本申請地を選定しています。隣接する農地は自己所有地のため問題はありません。周辺には集積を進める担い手は存在しますが、本申請地が他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

整理番号 7

除外理由及び土地の選定は、転用事業は土地所有者から申請地に近接する土地及び居宅を購入しており、残っていた農地を一体利用したく庭園として整備する必要が生じました。

土地の選定は、自宅との一体的利用となることから他の農振白地では代用することができないため、本申請地を選定しています。

地区周辺には、集積を進める担い手は存在しますが、本申請地は畑で耕作されておらず営農上問題がないと考えられます。また、隣接する農地の所有者からは同意を得ています。

整理番号 8

除外理由は、転用事業者は水田の維持管理には車で通わざるを得ない場所に住んでおり、農機具や資材置場、駐車場の敷地がなく作業するのに何かと手間がかかっていたため、敷地の一部を整備する必要が生じました。

土地の選定は申請地が公道から進入でき農地の維持管理に敷地として確保するのであれば最適な場所で他の農振白地では代用することができないため、本申請地を選定しています。

地区周辺は、集積を進める担い手は存在しますが本申請地は長年耕作されておらず、受ける見込みもなく営農上問題がないと考えられます。また、隣接する農地の所有者からは同意を得ています。

整理番号 9

除外理由は、転用事業者の居宅に付随する、こどもの遊び場等として利用したいため、本申請

地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、自宅に隣接していることが必要で一体的に利用が条件となり、他の農振白地やその他の宅地では代用することができないため本申請地を選定しています。

地区周辺は、集積を進める担い手は存在しますが、本申請地は長年耕作されておらず、受ける見込みもなく営農上問題がないと考えられます。

整理番号 10

除外理由は、転用事業者は、親から引き継いで畜産業を営んでおり、今回事業の拡大により堆肥舎及び物置、資材等置場として本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、今回、畜舎と一体的利用するために当該申請地を利用することが最善の方法であり他の農振白地や宅地では代用することができず、本申請地を選定しています。

申請地は高台で傾斜があり、耕作に不向きな場所で、形状も悪く営農上何ら問題がないと考えられます。

整理番号 11

除外理由は、転用事業者の居宅に付随する駐車場敷地として利用するため、本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、自宅に近接していることが必要で一体的利用が条件となり、他の農振白地やその他の宅地では代用することができないため本申請地を選定しています。

本申請地は耕作されておらず、他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

整理番号 12

除外理由は、転用事業者の自宅は大正 10 年頃の建設で老朽化しており、耐震性にも問題があることから、家を新築する計画がなされたため本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、現住居を残すことが前提であることに付随して、家を新築する考えであり一体的利用することが最善の方法であるため他の農振白地や宅地では代用することができず、本申請地を選定しています。

本申請地は耕作されておらず、本転用目的が周辺の農地に与える影響はないと考えられます。

整理番号 13

除外理由は、転用事業者は現在アパートに居住しているが、子どもが生まれ家族が増えることを考え、新築したいと希望しているため家を新築する必要が生じました。

土地の選定は、将来親の世話等も考え、自己所有地がなく実家に近い場所を探していた所、近接する土地を譲っていただけのこととなったため当該申請地を選定しています。

周辺には集積を進める担い手は存在しますが、申請地は耕作されておらず、受ける見込みもないため営農上問題がないと考えられます。

整理番号 14

除外理由は、転用事業者は申請地に近接する箇所では食堂を営んでいますが、業務上の駐車場敷地が不足し早急に確保する必要があるため申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、長年食堂を経営し多方面から大勢のお客様が来店している人気店であり、以前から駐車場が狭く、道路にはみ出すなど近隣者にご迷惑をかけており、今回隣接する土地を譲っていただけることとなったため当該申請地を選定しています。

隣接する田の所有者からの同意は得ています。周辺には集積を進める担い手は存在しますが、本申請地が他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。今回の除外申請は地元の地域経済を支えてみえるお店の存続に寄与するという方向で活用を図ることにも及びます。

整理番号 15

除外理由は、転用事業者の居宅に付随する、カーポート、花壇として利用したいため本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、自宅と隣接しており最適な場所であると判断し、一体的な利用となることから他の農振白地や宅地では代用することができないため本申請地を選定しています。

地区周辺は水稻の担い手が集積を進めています、申請地は畑であり他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

整理番号 16

除外理由は、転用事業者の居宅に付随する、自動車等の進入路として利用したいため本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、今回拡張したい箇所の所有者から土地を譲っていただけることとなったため、当該申請地を選定しています。本申請地は畑で耕作されておらず、他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

整理番号 17

除外理由は、転用事業者は現在アパートに夫婦で居住しているが、親たちの介護支援も考え自宅近くに家を新築したいと希望していることで、本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、実家での同居が困難であったため将来は土地の管理や親の世話等も考え、父親より実家に近接する土地を使用貸借して住宅を建てたく本申請地を選定しています。

本申請地周辺には集積を進める担い手は存在しますが、申請地は畑となっており受ける見込みもなく、営農上問題がないと考えられます。

整理番号 18

除外理由は、転用事業者は現在アパートに家族で居住しており実家での生活を希望している

が、実家では手狭となるため家を新築する必要が生じました。

土地の選定は、実家で同居が困難であったため、将来は土地の管理や親の世話等も考え、父親より実家に近接する土地を使用貸借して住宅を建てたい。他の農振白地やその他の宅地では代用することができず、本申請地を選定しています。

本申請地は長年耕作されておらず、他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

整理番号 19

除外理由及び土地の選定は、転用事業者は新築する家の敷地に隣接する箇所を駐車場として、一体利用したく本申請地を選定しており、申請地を譲っていただけることになったため整備する必要が生じました。

周辺には集積を進める担い手は存在しますが、申請地は畑となっており、受ける見込みもなく営農上問題がないと考えられます。

整理番号 20

除外理由は、転用事業者は実家で同居しているが、家族が増えて手狭となり、家を新築する必要が生じました。

土地の選定は、自己所有地はなく自宅は急傾斜に指定されて家の増改築には制限があり、また父所有の土地は新築するには敷地が狭く、実家の近くで将来は親の世話等も考え土地を探していた所、土地を譲っていただけることになり選定しています。また、申請地は自宅からは500m程と近く、現在小さい子供が3人おりいずれ通うこととなる小学校にも近い場所であることも一要因あります。地区周辺には水稻の担い手が集積を進めていますが、他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。隣接する農地の所有者からは同意は得ています。

整理番号 21

除外理由及び土地の選定は、転用者であり土地所有の本人は遠方に住んでおり実家の土地・建物の管理が難しく、将来実家に戻る予定もないことで困っていた。このため、下呂市の空き家等紹介制度を利用して必要な方に譲渡等をしていきたいことから農振地域からの除外を希望しており、今回当該地の申請に至っています。

地区周辺は水稻の担い手が集積を進めていますが、申請地は一部を除いて耕作されておらず、農地の形状等を考慮すると効率が悪く受けてもないことから、営農上問題がないと考えられます。

整理番号 22

除外理由及び土地の選定は、転用事業者は遠方に住んでおり実家の土地・建物の管理が難しく、将来実家に戻る予定もないことで困っており、所有者が当該地を地元自治会へ寄付をしたい意向を伝えていた。地元としては神社の周りに木がなく桜やはなももを植林することを考えてお

り、今回寄付への考えに合致され、申請地を植林して神社の敷地として整備する必要が生じました。

地区周辺には、集積を進める担い手は存在しますが、本申請地は畑であり形状も悪く受けてもいないことから、本転用目的が周辺の農地に与える影響はないと考えられます。また、隣接する農地の所有者からは同意を得ています。

整理番号 23

除外理由は、転用事業者は現在家族で同居しているが、実家が手狭で子どもが生まれ家族が増えることを考え、新築したいと希望しているため本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、転用者は実家での同居が困難であったため、将来は土地の管理や親の世話等も考え、父親より実家に近接する土地を使用貸借して住宅を建てる計画としています。

申請地は団地化された場所で両サイドが耕作地で、農地の集団性が損なわれる原因にもなり兼ねないことから、他の自己所有地も検討しましたが申請地以外に適当な規模の用地が見当たらず、また隣の土地との交換も考えましたが、応じてもらえず致し方なく選定するに至っています。

転用者は集積に関心もなく、自己完結で考えている。担い手も一部の作業受諾を受けるに留めており、全てを受諾する意向もないことから影響はないものと考えられます。また、残地は継続し農地として利用することになっています。

整理番号 24

除外理由及び土地の選定は、転用者は遠方に住んでいて、今回譲渡を受ける土地の維持管理が困難である。このため、地元に住んでいる転用者の息子が維持管理を行うことで、農地の荒廃を考え花壇として整備する必要が生じました。土地所有者は申請地以外にも農地を所有しており全ての土地の維持管理が困難なため、当該申請地を転用者が譲渡を受けて行うこととなり選定しています。本申請地は畑で耕作されておらず受けてもいないことから、他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

整理番号 25

除外理由は、転用事業者は現在家族で同居していますが、家族が増えたことで実家が手狭となり、新築したいと希望しているため本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、今回家を新築するにあたり、自己の所有地はなく将来は親の世話等も考えて実家の近くで土地を探していたところ、土地を譲っていただけることになったため本申請地を選定しています。また今回、現申請地だけでは面積が不足するため隣接する土地を一部譲ってもらい、二つの土地に跨るかたちで家が建つ計画です。地区周辺には、集積を進める担い手は存在しますが、本申請地は畑で耕作されておらず営農上問題がないと考えられます。

整理番号 26

除外理由は、転用事業者の居宅に付随する、進入路、車庫敷地として利用するため本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、自己所有地であり自宅へ道路からの進入路と車庫として必要な当該敷地が最適な場所で自宅との一体的利用となることから本申請地を選定しています。

本申請地は水田で耕作されておらず、農地の形状等を考慮すると効率が悪く受けてもいないことから他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

整理番号 27

除外理由及び土地の選定は、転用者であり土地所有の本人は遠方に住んでおり実家の土地・建物の管理が難しく、将来実家に戻る予定もないことで困っていた。このため下呂市の空き家等紹介制度を利用して必要な方に譲渡等をしていきたいことから、農振地域からの除外を希望しており当該地の申請に至っています。

申請地は耕作されておらず、農地の形状等を考慮すると効率が悪く受けてもいないことから、営農上問題がないと考えられます。

整理番号 28

除外理由は、転用事業者は大きな農業用機械等も納まる広さの作業用倉庫を空き家となった隣の方から頂くこととなった。倉庫を設置することで機械等の出し入れが容易になるため倉庫敷地等として、本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、自己農地は損失となりますが自宅から近く最適な場所であり他の農振白地では代用することができないため、本申請地を選定しています。地区周辺には、集積を進める担い手は存在しますが、本申請地は休耕田となっており本転用目的が周辺の農地に与える影響はないと考えられます。また、隣接する農地の所有者からは同意を得ています。

整理番号 29

除外理由は、転用事業者は解体業を営んでおり業務上の建築廃材用倉庫が不足しているため申請地を取得して、整備する必要が生じました。

土地の選定は、土地を譲っていただけることとなり、本申請地を選定しています。なお、金山町地内で他3箇所の土地を物色しましたが叶っていません。

山際にあり形状も悪く、休耕田となっており本申請地が他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。また、隣接する農地の所有者からは同意を得ています。

整理番号 30

除外理由及び土地の選定は、転用者は長年、畑地として維持管理してきたが年齢も70才を超え維持管理が思うようにいかなくなってきた。このため、将来を考え広葉樹を植えるなど山林として本申請地を整備する必要が生じ、当該地を申請に及んでいます。

申請地は斜面のある畑であり、受ける見込もなく営農上問題がないと考えられます。

整理番号 31

除外理由及び土地の選定は、転用者は市外に住んでおり長年、畑地として維持管理してきたが、年も重ねられ難しくなってきたため将来を考え広葉樹を植えるなど山林として、本申請地を整備する必要が生じました。また、専門家に委ねていくことも考えており当該地を申請に及んでいます。申請地は斜面のある畑であり、受ける見込もなく営農上問題がないと考えます。

整理番号 32

除外理由及び土地の選定は、当該申請地がここ 10 年間で 3 回豪雨災害等により河川水位が上昇して浸水し、危険にさらされてきた。このことで、今回地権者から申請地全体を嵩上げて農地を今後も予想される豪雨時の浸水から守っていきたいと要望がだされたため、一時的に改廃状態とする必要が生じました。一時的な農地の改廃であり、完了後は農地として復活することとしており、当該地の申請に及んでいます。

転用者が提出された計画図からは、約 4,000 m²の纏まった規模の農地が近い将来生まれる予定であり、嵩上げされた新しい農地での生産活動が計画的に開始できるよう土地所有者、関係機関と連携をとりながら進めていくことが大切であると考えます。

整理番号 33

除外理由は、転用者家族と同居している義母の居宅を自宅の隣に新築する計画になったことに伴い、新築宅に付随するカーポート、進入路敷地として利用したいため本申請地を整備する必要が生じました。

土地の選定は、一体的利用する駐車場、進入路敷地とするため他の農振白地やその他の宅地では代用することができず、本申請地を選定しています。また、転用者は義母の娘婿で生活を共にしています。

申請地は畑となっており、他の営農へ影響を及ぼすことはないと考えられます。